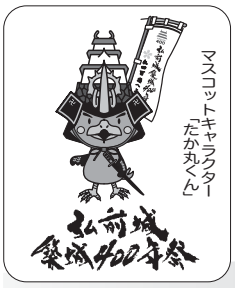

農業ひろさき

2011年12月1日（第70号）
（平成23年12月1日）

編集と発行
弘前市農業委員会
弘前市大字上白銀町1−1
電話（0172）40−7104
印刷　㈲新和印刷

首都圏で弘前産りんごと米のPR！

「東京エリア弘前アップルウィーク」開催

開幕イベントでPRする葛西市長とりんご娘

弘前りんごの会（会長・葛西憲之市長）の「東京エリア弘前アップルウィーク」が11月3〜9日に開催。

東京・新宿での開幕イベントでは、葛西市長のメッセージやキャンペーンガールにりんご娘を起用したPR活動を実施しました。

今回の弘前アップルウィークでは「主要市場とつながる量販店での試食販売」、「テレビCM放映」、「JR車両の中吊り広告や液晶モニターのCM映像」など様々なPRを連動させて、安全安心な弘前産りんごを強力にアピールしました。関西圏域においても、11月27日から1週間、実施します。

浅草で、りんごと米のPR

東京・浅草では、11月3〜6日の「浅草奥山こども歌舞伎まつり」にあわせて、弘前市首都圏キャンペーン実行委員会（会長・葛西憲之市長）による物産展が開かれ、市とJAつがる弘前が力を合わせて、りんごと米の販売ブースを出店し、長蛇の列ができました。

りんごは「東京エリア弘前アップルウィーク」の一環として、米は「弘前産米消費宣伝活動事業」として、それぞれ販売・試食などを行いました。

大いに賑わった浅草での物産展

弘前市独自の農産物等放射線モニタリング調査 5月から11月まで実施中！

福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故による農産物等への風評被害を一掃するため、市では独自にモニタリング調査を市内10ヵ所（10月からは8ヵ所）で、5月から11月まで毎月1回実施しています。10月の調査結果は下記のとおりです。

◆10月13日調査結果【精密検査】

リンゴ6ヵ所、トマト1ヵ所、清水森ナンバ1ヵ所　3品目、8ヵ所で実施し、全てにおいて、放射性ヨウ素（131）・放射性セシウム（134・137）は検出されませんでした。

◆市ホームページ

現在までのモニタリング調査の結果等については、市ホームページでご覧いただけます。

http://www.city.hirosaki.aomori.jp/

■問い合わせ先　市農政課農産係
市役所新館4階☎35−1111内線586

【モニタリング調査結果書の利用について】

市の放射線モニタリング調査結果書は、弘前市で生産された農産物を出荷する際、放射線についての安全性の証明書としてご活用いただけます。

モニタリング調査結果書の原本証明を希望される方は、上記へお問い合わせください。

葛西市長 台湾へトップセールス！

台中市・りんご即売会のセレモニー
右から3番目・葛西市長
右から2番目・三上JA相馬村組合長

葛西憲之市長は10月20日から4日間、風評被害と円高の影響が懸念される台湾を訪れ、りんごの消費拡大のPR活動を行いました。

主要都市の台北市・台中市・台南市・高雄市で、地方政府機関や青果物取扱商社を訪問し、輸出の回復や促進について意見交換しました。

また、三村申吾青森県知事や青森県りんご対策協議会関係者とのトップセールスのほか、最終日には市独自に、JA相馬村と取引きのある台中市内の量販店が開催した「りんご即売会」で弘前産りんごのPRを行いました。

即売会では、早生ふじ2千ケース（20㌧）とトキ2千ケース（20㌧）が販売され、多くの消費者が詰めかけるなど大変な盛り上がりとなりました。

～実りの秋を大いに楽しむ～

収穫祭in弘前マルシェ

10月30日、駅前公園で弘前産農産物などの消費拡大を目的とした「収穫祭ｉｎ弘前マルシェ」が市と関係団体の協力のもとに開催されました。

新鮮な農産物に人だかりができる

当日は、弘前産農産物等の販売や新米試食販売、米粉パン無料配布などに多くの来場者が列をつくりました。

また、弘前医療福祉大学地域貢献室による、購入品を駐車場まで運ぶ「買い物サポート」も高齢者に好評でした。同大学の健康サポートコーナーでは健康レシピの紹介、血圧測定・握力測定などを行っていました。

青森市からきた70才代の女性は「新鮮な野菜が購入できた。買った物を駐車場まで運んでもらえるのは、大変ありがたい。無料の輪投げと綿あめで孫の笑顔も見られた」と喜んでいました。

またこの日は「収穫祭ｉｎ弘前マルシェ」のほか、駅前公園から上土手町への歩行者専用道路では「産直マルシェ事業フォーレ」、歩行者専用道路の上土手町側で「上土手あ！秋祭りＶＯＬ・１」と、３つの催しが連動して開かれ、多くの市民で賑わいました。

りんご収穫祭

11月5～13日、市りんご公園において、弘前市やりんごのＰＲ及びりんごの消費拡大などを目的に「りんご収穫祭」が開催されました。

とれたてをガブリ！「りんご大食い大会」

今年の「りんご収穫祭」は会期を9日間に拡大し、弘前公園の「菊と紅葉まつり」の第二会場として開催され、多くの市民や県内外からの観光客が訪れました。

園内では「りんご収穫体験」「りんご娘のライブ」「巨大アップルパイ実演販売」「りんご餅つき」など、りんごに特化したイベントのほか「津軽三味線の演奏」「昔語り」などが日替わりで多彩に催されました。

また物販コーナーでは、いがめんちなどの食べ物のほか、りんごなどの農産物を販売するテントが並び、子どもの笑い声や各コーナーをまわる市民や観光客の姿で賑わいました。

楽しくペッタン、ペッタン「りんご餅つき」

「国際リンゴフォーラムin弘前」開催

弘前大学（遠藤正彦学長）は、10月14～17日に「国際リンゴフォーラムｉｎ弘前」を開催し、国内外のりんご産業関係者による講演やシンポジウムを行いました。

15日に同大学50周年記念会館で行われたメインシンポジウムには、りんご関係者や市民など約１８０人が詰めかけ、青森県産業技術センターりんご研究所の今智之氏が「日本のりんご育種の経過と現状」を報告したほか、国内外の専門家が「市場流通におけるリンゴの将来」、「リンゴの消費拡大で日本人の健康寿命向上」、「世界のりんご事情」、「ピンク・レディーシステムの構築過程」、「中国りんご産業の発展の現状」について講演しました。

さらに「福島原子力発電所事故による風評被害対策と弘前産りんごの安全性」と題して、蛯名正樹弘前市農林部長が弘前圏域のりんごの安全性と風評被害の払拭や消費拡大戦略について報告しました。

その後の総合討論では、葛西憲之弘前市長もパネリストとして参加し、りんご産業を取り巻く世界状況や更に発展させる施策などについて意見を交わし、弘前圏域のりんごの安全性をアピールしました。

16日には、ジェトロ共催により市内ホテルにおいて海外バイヤー5社と地元業者が農水産物や加工品の輸出に向けた商談会を開催し、輸出実績に繋がる事例も見受けられました。

弘前産りんごの安全性をアピールする葛西市長

弘前大学公開講座「リンゴを科学する」開講のお知らせ

弘前大学と弘前市が共催し、りんごをテーマに公開講座を開講します。

■日程・内容

12月4日（日）〔午前9時30分～午後4時10分〕

- リンゴペクチンのちから
- リンゴの栽培から生じる廃棄物の有効利用―剪定枝とリンゴの種子・葉から―
- グローバル下のリンゴ生産の課題と展望―経済計算と農協共販1世紀の歴史に学ぶ―

12月5日（月）〔午前10時～午後4時30分〕

- 意外と知られていない剪定の話―切り返し剪定の反応、夏期の新梢管理、移植樹の剪定―
- 日本でリンゴの有機栽培は可能か?―8年間の挑戦でわかったことと考えたこと―
- ウィルス病害を中心としたリンゴ病害の診断・防除

■場所　中央公民館岩木館2階大ホール（賀田一丁目）

■受講料　無料

■問い合わせ・申込み先　弘前大学農学生命科学部附属生物共生教育研究センター藤崎農場　担当・備前、中島☎75・3026又は市りんご課（市役所新館6階）☎40・7105へ

農業法人の設立をかたる詐欺に注意！

○農業生産法人の設立を勧め、設立手続きの代行料をだまし取ろうとする。

○「農業生産法人の設立で国の補助金が受けられる」と言葉巧みに誘う。（農林水産省のニセ文書を見せることもある）

○「国から直接、補助金が交付されるので、県や市に相談してもわからない」と、県・市に相談させない。

上記のような手口の詐欺が発生しています。疑わしいと思ったら、ご相談ください。

■問い合わせ先

市農業委員会農政係（市役所新館4階）
☎40－7104
県農林水産部構造政策課農地調整グループ
☎017－734－9461

農地流動化情報のお知らせ

市農業委員会では、農地の有効利用と遊休農地対策として、「農地を貸したい、売りたい」または「借りたい、買いたい」などの情報を提供しています。

農地のあっせんなどを希望する農地所有者や認定農業者の申し出により、各地区の農業委員が利用調整を行います。それでも決定に至らない場合や受け手希望者が認定農業者以外の場合は、農業委員会窓口に備え付けの「農地流動化台帳」に登録され、どなたでも閲覧することができます。

さらに「市ホームページ」及び「農業ひろさき」に掲載されますので、広く売買や貸借の相手、農地を探すことができます。

詳しくは下記まで、お気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ先

市農業委員会農地係（市役所新館4階）
☎35－1111内線489
市農業委員会岩木分室（岩木庁舎1階）
☎35－1111内線611
市農業委員会相馬分室（相馬庁舎1階）
☎35－1111内線841

※相馬分室については、11月以降に農地流動化台帳に新規登録されたものに限ります。

近年続く異常気象に備えて

りんご共済

『被害限定補償』

安心のネットワーク NOSAI

24年産申込み受付中！

【対象となる災害】…風害・ひょう害・凍霜害

【対象となる割合】…畑ごと型（樹園地単位ごとの減収量で計算）は3割以上、畑ならし型（すべての畑での減収量で計算）は2割以上の被害から共済金が支払われます。

【農家負担額と補償額】…申込みは箱数単位となります。

★農家負担額は、およそ1箱54～86円
（『ふじ』の場合）
※品種・加入方式等によって異なります。

★補償額は最高でおよそ1箱2,620円
（『ふじ』の場合）
※品種によって異なります。

- **国が掛金の半分をあらかじめ負担！**
- **防風ネット・防霜ファンがあればさらに割引！**
- **弘前市が農家負担額（賦課金を除く）の15％を助成いたします！**

★申込み締切　平成24年3月25日まで

■問い合わせ先　ひろさき広域農業共済組合
☎28－5700

不動産取得税の徴収猶予制度について
（農地等の生前一括贈与による徴収猶予制度）

家屋を新増築したり、土地や既存家屋を売買、交換や贈与などで取得した場合は、その不動産の取得者に県の税金である不動産取得税が一度だけ課税されます。

不動産取得税は、不動産を取得してから、ある程度の期間後に地域県民局から送付される納税通知書・納付書で指定された期限までに納付する必要がありますが、農地等を生前一括贈与で取得した場合は、地域県民局に徴収猶予の申請を行うことで不動産取得税の納付が猶予されます。

○申請には戸籍謄本、農業委員会が交付する「不動産取得税の徴収猶予適格者証明書」などの書類が必要です。なお、申請内容によって必要な書類は異なります。

○農地等の生前一括贈与で徴収猶予を受けた場合は、3年ごとに徴収猶予継続届出書の提出が必要です。

○贈与者又は受贈者が死亡した場合には、届出により猶予された納税義務が免除されます。

詳しくは、左記へお問い合わせください。

■問い合わせ先　中南地域県民局県税部課税第二課☎32・1131内線227

お知らせ

第6回農業後継者 りんご整枝せん定講習会兼競技会 参加者募集！

日時：平成24年1月23日(月)
午前9時～午後4時
場所：弘前市りんご公園
（市内清水富田）

農業委員会では、農業後継者りんご整枝せん定講習会兼競技会を開催します。
せん定技術の向上と、地域間の連携を図るため、意欲ある後継者のみなさんの参加をお待ちしています。

白熱する実技（写真は昨年より）

◆**参加資格**…弘前市内に居住する18歳から40歳までのりんご生産農家の後継者

◆**募集人員**…30人

◆**申込み締め切り日**…1月5日（木）（募集人員に達した時点で締め切ります。）

◆**競技会**…団体の部（3人1グループ）と個人の部で、りんごの整枝せん定に関する実技と筆記試験の点数により順位を決定します。

◆**参加料**…無料

※市内各地区から幅広く参加者を募るため、同一団体での参加は2グループまでとさせていただきます。

■**申込み・問い合わせ先**
農業委員会農政係（市役所新館4階）☎40－7104

農地転用には許可・届出が必要です

農地は食料の重要な生産基盤であることから、宅地などの土地利用計画との調整を図りつつ確保していかなければなりません。
そのため、農地転用には法律による規制があり、許可申請や届出といった一定の手続きが必要です。

農地転用に対する規制が強化されています

農地の減少を食い止め食料の安定供給を図るため、平成21年12月に施行された改正農地法で農地の転用規制が厳格化されました。
具体的には、集団農地であるかどうかの判断基準が変更されたことによって、原則として転用ができない農地（第一種農地）が増加しました。
また、転用が見込める農地（第三種農地）の基準も、それまで以上に厳格化されています。
このことから、市内においても、以前転用許可された土地に類似する土地であっても、現在は許可できない場合もあります。
一時的も含め宅地など農地以外に利用する場合には、事前に転用したい農地の所在する農業委員会窓口、又は農業委員にご相談ください。

■**問い合わせ先**
【弘前地区】農業委員会農地係（市役所新館4階）☎35・1111内線489
【岩木地区】農業委員会岩木分室（岩木庁舎1階）☎35・1111内線611
【相馬地区】農業委員会相馬分室（相馬庁舎1階）☎35・1111内線841

農業委員会委員選挙人名簿 登載申請について

農業委員会委員選挙人名簿は「農業委員会等に関する法律」により、有権者からの申請に基づき、毎年1月1日現在の選挙資格を調査し、調製することになっています。
12月中旬に、調査員がみなさんのお手元に選挙人名簿登載申請書をお届けし、平成24年1月10日(火)までに調査員が回収に伺いますので、「記載注意事項」を参考に記入してください。
なお、12月中に申請書が届いていない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

◆**選挙資格** 次の条件をすべて満たしていること。
①平成24年1月1日現在で弘前市に住所を有する者。
②平成4年4月1日までに生まれた者。
③10㌃以上の農地につき耕作の業務を営む者、その**同居の親族又はその配偶者**、及び農業生産法人の組合員、社員又は株主で、いずれも年間の耕作従事日数がおおむね**60日以上**の者。

◆この名簿は、平成24年3月31日から平成25年3月30日までに行われる農業委員会に関する全ての選挙に使用されます。

■**問い合わせ先**
【弘前地区】農業委員会農政係（市役所新館4階）☎40－7104
【岩木地区】農業委員会岩木分室（岩木庁舎1階）☎35－1111内線611
【相馬地区】農業委員会相馬分室（相馬庁舎1階）☎35－1111内線841

【申請書記入例】

押印を忘れずに（認印でよい）。

耕作面積を記入※現在耕作している面積を記入（生産調整している面積も含む）。

申請者代表	住所	弘前市大字賀田			
	氏名	弘前　太郎　㊞	耕作面積	100アール	面積

申請者氏名を記入。（通常は世帯主名）

選挙資格のない方が記載されている場合は２本線で削除してください。

選挙資格のある方が記載されていない場合は書き加えてください。

世帯員中農業を有する者の氏名	番号	氏名	世帯主との続柄	性別	生年月日	選挙権の有無についての農業委員会の意見				
						選挙権あり	選挙権なし			
							満20歳未満	耕作従事日数	同居せず	欠格
	1	弘前　太郎	世帯主	男	昭和8年7月20日	※	※	※	※	※
	2	弘前　花子	妻	女	昭和12年4月15日	※	※	※	※	※
					昭和33年11月18日	※	※	※	※	※
					昭和34年5月4日	※	※	※	※	※
選挙権を	5	~~弘前　アキ~~	~~母~~	~~女~~	~~明治40年1月18日~~	※	※	※	※	※
	6	弘前　冬子	子	女	昭和38年9月5日	※	※	※	※	※
	7								※	※
	8								※	※